

通級による指導の充実に向けて

～通級指導教室がよりよい学びの場となるように～

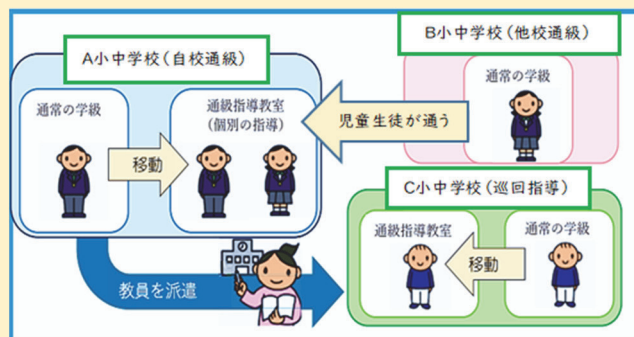


高知県教育委員会

I 「通級による指導」についての理解を深める

■通級による指導とは

「通級による指導」とは、大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「**自立活動**」に相当する指導を行います。



- ・ 自校通級・・・対象児童生徒が在籍する学校で指導を受ける。
- ・ 他校通級・・・対象児童生徒が他の学校に定期的に通い、指導を受ける。
- ・ 巡回指導・・・「通級による指導」実施校の担当教員が巡回して指導を行う。

■対象となる児童生徒

通級による指導対象となるのは、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のものになります。

通級による指導の対象とするか否かの判断にあたっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることなく、**総合的な見地から判断すること**が必要です。

■教育課程や指導時数（小・中学校）

通級による指導は、（特別の指導を）「教育課程に加え、又はその一部に**替える**」ものであり、教育課程の特例となることから、教育課程の編成を行う各学校の校長が、対象となる児童生徒の実態把握等を適切に行ったうえで、判断することになります。

※「**替える**」：授業時間として代替するという意味。

○加える場合

	単位時間（標準）	備考
LD ADHD	10～280単位／年 （目安：～週8単位時間まで）	指導上の効果が期待できると判断される場合は月1単位時間から可能
その他の障害	35～280単位／年 （目安：1～8単位時間／週）	



○一部に替える場合



■通級による指導開始から終了について

通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒の判断については、**当該児童生徒について特別の教育課程を編成するかどうかの判断であることから、基本的には在籍校の校長が行うこと**になります。

その際、通級による指導を行うかどうかの判断に当たっては、児童生徒の障害の状態のみでなく、どこの学校で通級による指導を実施するか、当該学校までの通学に要する時間はどの程度かなどを総合的に考慮する必要がある、設置者である市町村教育委員会とも十分に連携を図ることが重要になります。

また、障害のある児童生徒の教育については、専門的な調査検討が求められることから、市町村教育委員会が設置する委員会の意見等も十分に考慮する必要があります。

2 「通級による指導」を実践するにあたって

■個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成及び活用

通級による指導を行う際、重要になってくるのが、個別の教育支援計画と個別の指導計画です。どちらも、平成 29 年改訂の学習指導要領において、作成と活用することが示され、特に、**通級による指導においては指導を受ける子供ごとに作成し、活用しなければならないもの**となっています。

<個別の教育支援計画>

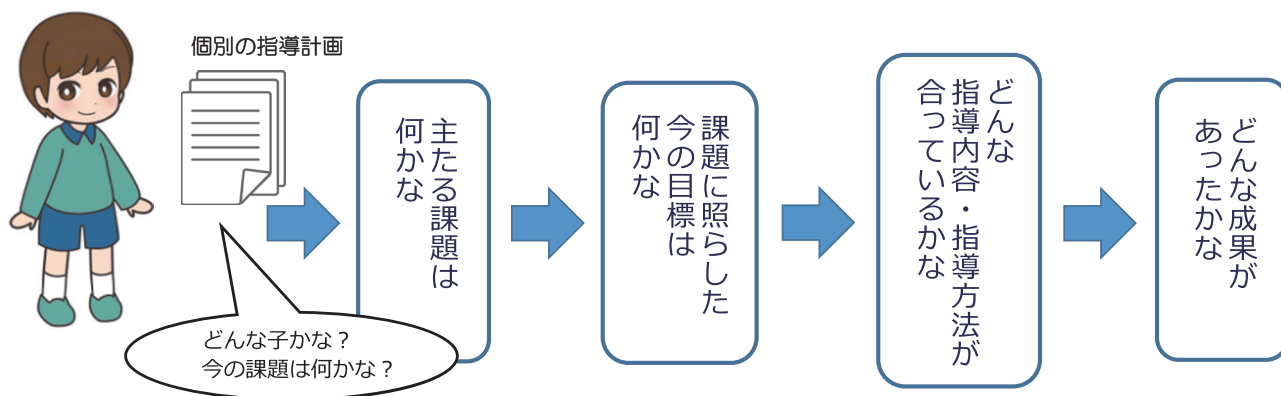
障害のある児童生徒等の発達段階に応じて関係機関が適切な役割分担の下に一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）のうち、教育機関が中心となり、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って一貫した的確な教育的支援を行うために作成する支援計画。

<個別の指導計画>

学校における教育課程等を踏まえて、児童生徒等一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、より具体的に一人一人の的確な実態把握を行うとともに、それに応じた指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

個別の指導計画には、児童生徒や保護者の願い、指導目標、指導内容、指導の評価、次年度への課題等を記載します。指導の経過の共有や、児童生徒に対する計画的・継続的な指導につなげることに活用できます。

<実態把握>



■個別の指導計画に記載しておくといよいもの

- ・対象児童生徒の生活上、学習上の困難さや、得意なこと、関心の高いこと
- ・対象児童生徒本人、保護者の願い ・合理的配慮の有無及び内容 ・中心課題
- ・指導目標や期待する姿（通級による指導、在籍学級） ・関連する自立活動の区分
- ・具体的な指導内容、指導方法（手立て）・評価（通級による指導、在籍学級）・指導期間
- ・今後の方向性等

できていないことばかりに注目するのではなく、できていることや支援があればできることにも着目して実態を記入することで、手立て検討の際のヒントが得られます！



■ 活用の流れ

右図に表した個別の指導計画活用のステップは、一つ一つがバラバラに行われるのではなく、**一連のサイクルとして機能することが重要**です。

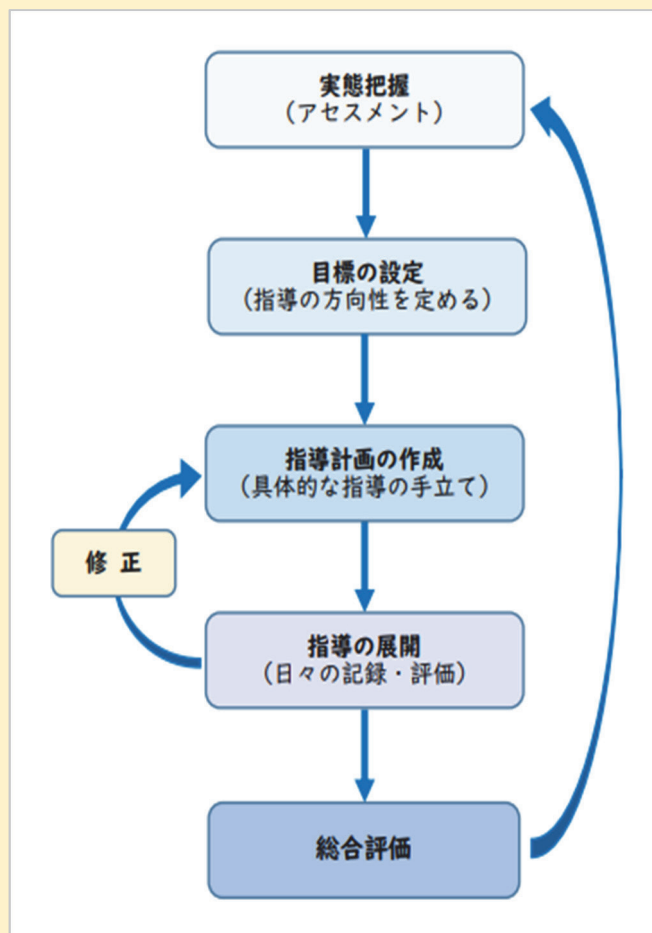
個別の指導計画に決まった様式はありません。右図のように「実態把握」「目標」「指導方法（手立て）」「評価」といった観点があり、必要な内容が盛り込まれていれば、個別の指導計画として活用することができます。

■ 評価するにあたってのポイント

指導の評価にあたっては、複数の評価者を設け、多様な観点からの評価を行います。

以下は、評価の材料の一例です。

- ・ 観察、記録された毎時間の様子
- ・ 児童生徒本人の自己評価
- ・ 出席日数
- ・ 取り組む姿勢、授業態度、児童生徒の成長過程
- ・ 「通級による指導」を生かした学校生活全般の活動の様子



■ 特別支援学校学習指導要領の「自立活動」とは

自立活動の6区分27項目	
1 健康の保持 ・生活のリズムや生活習慣の形成 ・病気の状態の理解と生活管理 ・身体各部の状態の理解と養護 ・障害の特性の理解と生活環境の調整 ・健康状態の維持、改善	4 環境の把握 ・保有する感覚の活用 ・感覚や認知の特性についての理解と対応 ・感覚の補助及び代行手段の活用 ・感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動 ・認知や行動の手がかりとなる概念の形成
2 心理的な安定 ・情緒の安定 ・状況の理解と変化への対応 ・障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	5 身体の動き ・姿勢と運動・動作の基本的技能 ・姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ・日常生活に必要な基本動作 ・身体の移動能力 ・作業に必要な動作と円滑な遂行
3 人間関係の形成 ・他者とのかかわりの基礎 ・他者の意図や感情の理解 ・自己の理解と行動の調整 ・集団への参加の基礎	6 コミュニケーション ・コミュニケーションの基礎的能力 ・言語の受容と表出 ・言語の形成と活用 ・コミュニケーション手段の選択と活用 ・状況に応じたコミュニケーション

通級による指導では、自立活動の6区分27項目の中から、児童生徒一人一人の状況に応じて、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を検討します。教科指導とは違い、具体的な指導内容は定められていません。また、各教科のようにその全てを取り扱うのではなく、個々の児童生徒の状態や発達程度に応じて必要とする項目を選定します。

つまり、「通級による指導」は「**オーダーメイドな指導**」なのです。

■指導内容の設定

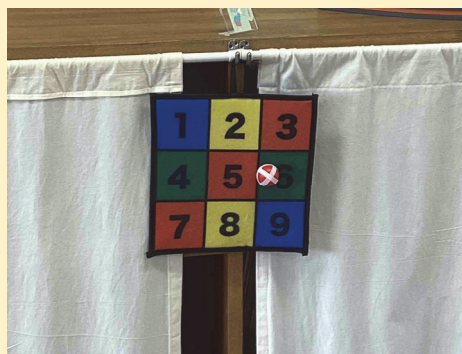
個々の児童生徒に設定される具体的な指導内容は、**個々の児童生徒の実態把握に基づき、自立を目指して設定される指導目標（ねらい）**を達成するために、学習指導要領等に示されている内容から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定されるものです。



特別支援学校教育要領・学習指導要領解説
「自立活動」編（幼稚園・小学部・中学部）より



常時活動として、姿勢の保持につながる体幹トレーニング



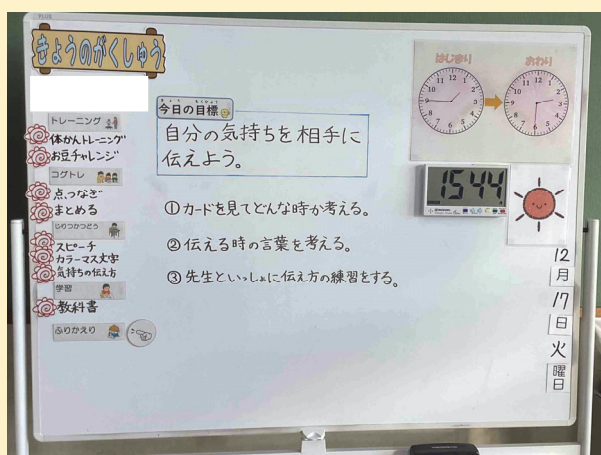
的当てを通して楽しく計算練習をすることで意欲化を図る



漢字のパーツをパズルのように組み合わせて漢字を覚える

■通級指導教室の環境設定

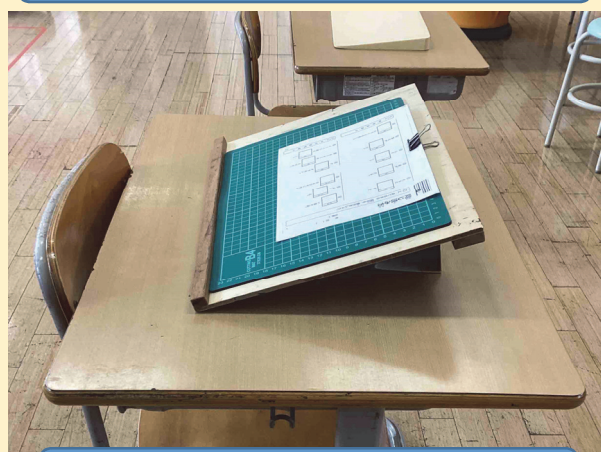
「通級による指導」では、構造化された場で、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を実施することにより、指導の効果が高まります。



活動（時間）の見通し



集中力の向上



書く姿勢を整える



自己理解の木（評価）

3 通常の学級担任と通級による指導担当との連携

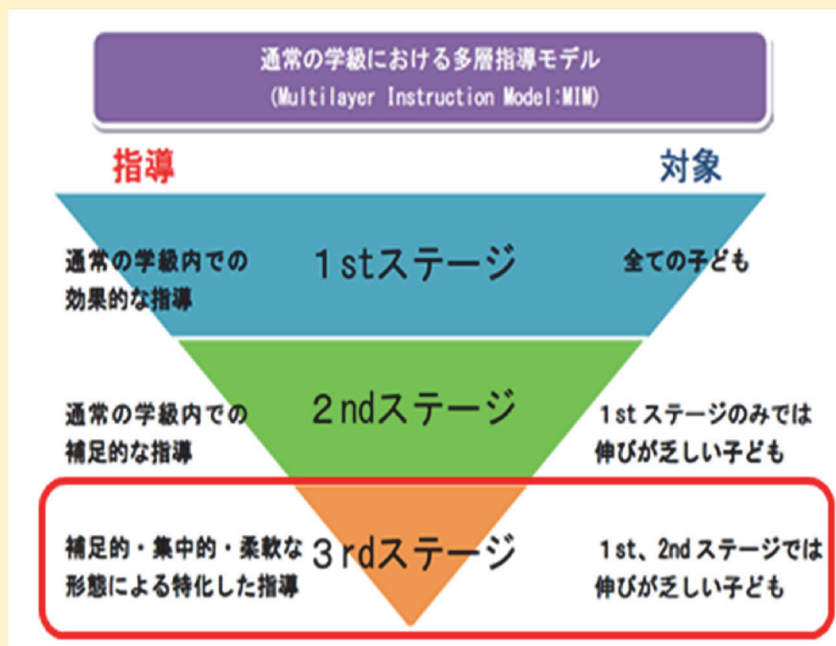
■通常の学級担任との連携

通級による指導対象児童生徒は、通常の学級に在籍している児童生徒です。在籍学級、学校が通級による指導を利用している児童生徒にとっても安心できる居心地のよい生活環境になっていくようにしていくことが求められます。そのために…

全ての児童生徒の「分かる」「できる」を保障することが大切です。

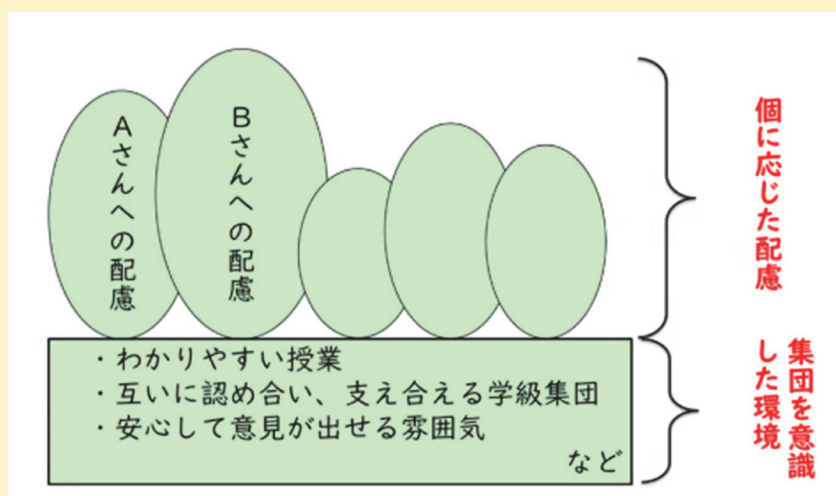


右の多層指導モデル（MIM）では、まず1stステージでは、通常の授業の中で質の高い指導を全ての子どもに実施します。2ndステージでは、1stステージのみでは伸びが十分でない子どもに対して、通常の授業に加え、その他の時間帯等も使いながら、補足的な指導を行っていきます。その子ども向けの教材や指示等、通常の学級内での補足的な指導ととらえます。3rdステージでは、1stステージ、2ndステージの指導を行ってもなお、伸びが乏しい子どもに対し、**より個に特化した集中的な指導を実施します。補足的、集中的に柔軟な形態での特化した指導を目指します。**指導の場としては、通常の学級内にとどまらず、**通級指導教室等での指導も考えられます。**



海津他(2008)「通常の学級における学習につまずきのある子どもへの多層指導モデル開発に関する研究」をもとに加筆

右図は教科指導における個と集団を意識した環境を整理したものです。
「わかりやすい授業」の実践をしながら、「互いに認め合い、支え合える学級集団」や「安心して意見が出せる雰囲気」を意識する等、学びに向かう集団を形成するための環境づくりを重要視します。これらは、児童生徒が安心して学習活動に参加でき、学習内容を理解することを促すものであり、個に応じた配慮の基礎となる環境として有効です。



一方で、こうした環境がきちんと整備されていない場合には、個に応じた配慮の成果がなかなか見えてこないことも考えられます。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(2023)「通常の学級における多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮に関する研究」研究成果報告書より

■指導の成果と課題を共有

「通級による指導」の対象となる児童生徒に対する適切な指導及び支援の充実を図るためには、**在籍学級の担任や教科担当教員と通級による指導担当教員の綿密な連携協力**を進めることが大切です。



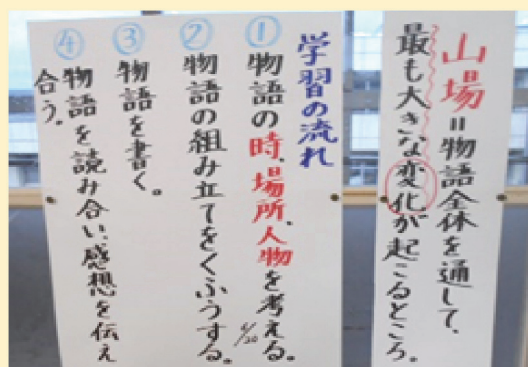
【獲得した学習方略を活用する場】



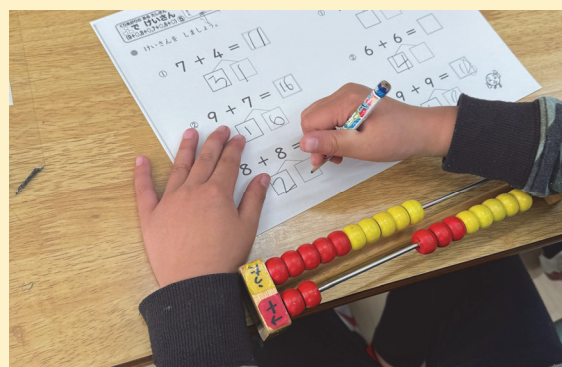
【考えの出力方法の工夫】

■「通級による指導」で用いた教材・教具を通常の学級における授業改善に活用

「通級による指導」における効果的な学習方法を共有することで、通級利用の児童生徒だけでなく、在籍学級における他の児童生徒にも見られる困難さの改善につなげていきます。



【活動内容の焦点化・具体化】



【思考過程の可視化】

4 通級による指導 Q&A

Q：通級による指導を受けることによって通常の学級での授業が受けられない場合、どのように補えばよいですか？

A：その部分の学習を家庭で行うことができるよう宿題や課題を出したり、抜けた授業で前時の復習を多く取り入れたり、必要があれば、放課後等に補充的な指導を行ったりすることが考えられます。そのためにも、積み上げが必要な学習で、その指導を受けないと内容が分からなくなるような教科を避ける工夫や、家庭学習で補いやすい内容を学習しているときに通級による指導を受けるようにする等の工夫・調整が必要となります。

Q：通級による指導を年度途中で終了することはできますか？また、その判断はどのようにして行いますか？

A：障害による学習上又は生活上の困難が改善・克服され、通常の学級における授業のみで十分に学習や生活が可能であると判断されれば、年度途中であっても、通級による指導を終了することは可能です。また、その判断については、開始時と同様に、市町村教育委員会と十分に連携して、在籍校の校長が判断します。

Q：通級による指導を受けている児童生徒の指導要録には、どのような内容を記述すればよいのでしょうか。

A：通級による指導を受けている児童生徒について、指導に関する記録の「総合的所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時間数、指導期間、指導の内容や結果等を記載することになります。



【引用・参考文献】

□特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）
（文部科学省 平成 30 年 3 月）

□初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド
（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 令和 2 年 3 月）



□全国の通級による指導における個別の指導計画活用好事例集
（文部科学省令和 5 年度発達障害のある児童生徒に対する
支援事業 令和 6 年 3 月）



□「通常の学級における多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮に関する研究」研究成果報告書
（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 令和 5 年 3 月）

【画像提供】

香南市立佐古小学校、香美市立山田小学校、南国市立大篠小学校、南国市立香長中学校
大月町立大月小学校

通級による指導の充実に向けて
～通級指導教室がよりよい学びの場となるように～
（令和 7 年 3 月作成）

<お問い合わせ先>

高知県教育委員会事務局 特別支援教育課
〒780-0850
高知県高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 5 2 号
TEL：(088)-821-4741
E-mail：311001@ken.pref.kochi.lg.jp